

新規上場申請のための四半期報告書

(第17期第1四半期)

自2021年4月1日
至2021年6月30日

株式会社サンウェルズ

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	4
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	4
(5) 大株主の状況	4
(6) 議決権の状況	5
2 役員の状況	5
第4 経理の状況	6
1 四半期財務諸表	7
(1) 四半期貸借対照表	7
(2) 四半期損益計算書	8
第1 四半期累計期間	8
2 その他	12
第二部 提出会社の保証会社等の情報	13

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年 5 月23日
【四半期会計期間】	第17期第 1 四半期（自2021年 4 月 1 日 至2021年 6 月30日）
【会社名】	株式会社サンウェルズ
【英訳名】	SUNWEL S C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 苗代 亮達
【本店の所在の場所】	石川県金沢市二宮町15番13号
【電話番号】	076-272-8982（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役総務経理部長 上野 英一
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市二宮町15番13号
【電話番号】	076-272-8982（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役総務経理部長 上野 英一

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第1四半期累計期間	第16期
会計期間	自2021年4月1日 至2021年6月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (千円)	1,732,508	5,404,604
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△43,488	316,802
四半期純損失 (△) 又は当期純利益 (千円)	△31,739	241,424
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	35,000	35,000
発行済株式総数 (株)	117,400	117,400
純資産額 (千円)	577,289	693,472
総資産額 (千円)	6,176,430	4,788,222
1株当たり四半期純損失 (△) 又は1株当たり当期純利益 (円)	△4.10	31.19
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	1,091.00
自己資本比率 (%)	9.3	14.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。第17期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
4. 当社は、第16期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第16期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 当社は、2021年2月15日開催の取締役会決議により、2021年3月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失及び1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 当社は、2022年1月17日開催の取締役会決議により、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染者数の増加に伴い、一部地域では三度目の緊急事態宣言が発出され、経済活動は大きく制限されました。日本の企業収益や業況感は、6月にまん延防止等重点措置に移行するなど段階的に解除されていくにつれて持ち直し始めたものの、7月の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催による感染症の再拡大が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の関連する医療及び介護における市場環境につきましては、団塊の世代が全て75歳以上の高齢者となる2025年に向けて、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる社会の実（地域包括ケアシステムの構築）への取り組みが進められています。地域に関わらず適切な医療・介護が受けられる体制が求められ、質の高い在宅医療・訪問看護の確保が重要となってきています。さらに指定難病においてはその専門性を有することから、専門病院や専門介護のニーズが今後ますます高まっていくものと考えております。

このような環境のもと、当社は、パーキンソン病専門施設である「PDハウス」の全国展開を加速させてきました。パーキンソン病患者の方のニーズに応えるべく、2021年5月に「PDハウス今宿」（九州3棟目）と「PDハウス西宮の沢」（北海道2棟目）、2021年6月には関西初の「PDハウス岸部」を新規開設いたしました。既存施設を含めた各施設の稼働率はいずれも順調に推移しており、新型コロナウイルス感染拡大による影響は、限定的となっております。

以上により、当第1四半期累計期間における売上高は1,732百万円となりました。売上高は堅調なものの、当第1四半期会計期間に新規開設が3拠点集中していることによる先行投資、及び業容拡大による管理体制の強化に伴い、労務費並びに人件費が増加いたしました。それにより営業損失は30百万円、経常損失は43百万円、四半期純損失については31百万円となりました。

(2) 財政状態に関する説明

当第1四半期会計期間末における資産、負債及び純資産の状況は以下のとおりです。

(資産)

当第1四半期会計期間末の資産合計は6,176百万円となり、前事業年度末から1,388百万円増加しました。これは主に、新規施設の開設等によりリース資産が1,042百万円増加したことによるものです。

(負債)

当第1四半期会計期間末の負債合計は5,599百万円となり、前事業年度末から1,504百万円増加しました。これは主に、新規施設の開設等によりリース債務が1,050百万円、短期借入金が増加したことによるものです。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産合計は577百万円となり、前事業年度末から116百万円減少しました。これは主に、四半期純損失の計上と利益剰余金の配当によるものです。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期会計期間において、医療法人北祐会 北祐会神経内科病院との共同研究講座設置の契約を締結して

おります。これにより、当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は7百万円となりました。

(6) 主要な設備

前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設について、当第1四半期累計期間に完了したものは、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	取得価額 (百万円)	資金調達方法	開設年月
PDハウス今宿 (福岡県福岡市西区)	PDハウスの建物	410	リース	2021年5月
PDハウス岸部 (大阪府吹田市)	PDハウスの建物	650	リース	2021年6月

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は介護事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称の記載は省略しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	5,000,000
計	5,000,000

(注) 2022年1月25日開催の臨時株主総会により、2022年2月15日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は35,000,000株増加し、40,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (2021年6月30日)	提出日現在発行数（株） (2022年3月4日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	117,400	11,740,000	非上場	単元株式数 100株
計	117,400	11,740,000	—	—

(注) 1. 2022年1月17日開催の取締役会決議により、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は11,622,600株増加し、11,740,000株となっております。
2. 2022年1月25日開催の臨時株主総会決議により、2022年2月15日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	—	117,400	—	35,000	—	—

(注) 2022年1月17日開催の取締役会決議により、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は11,622,600株増加し、11,740,000株となっております。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 40,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 77,400	77,400	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	117,400	—	—
総株主の議決権	—	77,400	—

(注) 2022年1月17日開催の取締役会決議により、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行うとともに、2022年1月25日開催の臨時株主総会決議により、2022年2月15日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決株式(自己株式等)の株式数は普通株式4,000,000株、完全議決株式(その他)の株式数は普通株式7,740,000株、議決権の数は77,400個、発行済株式総数の株式数は11,740,000株、総株主の議決権の議決権の数は77,400個となっております。

② 【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社サンウェルズ	石川県金沢市二宮町15番13号	40,000	—	40,000	34.1
計	—	40,000	—	40,000	34.1

(注) 2022年1月17日開催の取締役会決議により、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、所有する自己株式数は3,960,000株増加し、4,000,000株となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	496,363	538,208
売掛金	1,010,174	—
売掛金及び契約資産	—	1,154,920
棚卸資産	7,447	8,641
その他	71,915	78,502
貸倒引当金	△561	△540
流動資産合計	1,585,338	1,779,731
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,653,761	1,686,911
リース資産(純額)	592,053	1,634,829
その他(純額)	484,404	521,235
有形固定資産合計	2,730,220	3,842,975
無形固定資産	21,020	20,766
投資その他の資産		
その他	453,141	534,450
貸倒引当金	△1,499	△1,494
投資その他の資産合計	451,641	532,956
固定資産合計	3,202,883	4,396,698
資産合計	4,788,222	6,176,430
負債の部		
流動負債		
買掛金	55,438	55,415
1年内償還予定の社債	31,000	31,000
短期借入金	※ 500,000	※ 1,000,000
1年内返済予定の長期借入金	290,088	290,088
リース債務	55,948	59,482
未払法人税等	49,062	—
賞与引当金	255,317	152,737
その他	413,426	584,192
流動負債合計	1,650,282	2,172,915
固定負債		
社債	137,000	129,000
長期借入金	1,431,201	1,358,679
リース債務	580,194	1,627,436
退職給付引当金	71,177	77,219
資産除去債務	166,301	169,680
その他	58,593	64,210
固定負債合計	2,444,467	3,426,226
負債合計	4,094,749	5,599,141
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,000	35,000
資本剰余金	102,007	102,007
利益剰余金	576,464	460,281
自己株式	△20,000	△20,000
株主資本合計	693,472	577,289
純資産合計	693,472	577,289
負債純資産合計	4,788,222	6,176,430

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
売上高	1,732,508
売上原価	1,390,704
売上総利益	341,803
販売費及び一般管理費	372,595
営業損失(△)	△30,791
営業外収益	
受取利息	32
補助金収入	3,282
助成金収入	4,990
その他	3,107
営業外収益合計	11,411
営業外費用	
支払利息	23,590
その他	518
営業外費用合計	24,108
経常損失(△)	△43,488
特別利益	
投資有価証券売却益	130
特別利益合計	130
税引前四半期純損失(△)	△43,358
法人税等	△11,618
四半期純損失(△)	△31,739

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

この結果、期首利益剰余金および当第1四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は当第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純損失に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期貸借対照表関係)

※ コミットメントライン契約等

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
当座貸越超極度額及びコミットメントの総額	1,550,000千円	1,500,000千円
借入実行残高	500,000	1,000,000
差引額	1,050,000	500,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
減価償却費	63,654千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月15日 取締役会決議	普通株式	84,443	1,091	2021年3月31日	2021年6月28日	利益剰余金

(注) 2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

(単位：千円)

	サービス区分						合計
	PDハウス	医療特化型 住宅	グループ ホーム	デイ サービス	福祉用具 事業	加圧トレー ニング事業	
北海道	176,091	—	—	—	—	—	176,091
関東	127,424	—	—	—	—	—	127,424
北陸	317,617	589,360	40,219	96,499	22,997	11,209	1,077,903
関西	7,834	—	—	—	—	—	7,834
九州	259,912	—	—	—	—	—	259,912
顧客との契約 から生じる収 益	888,879	589,360	40,219	96,499	22,997	11,209	1,649,166
その他の収益	—	—	—	—	83,341	—	83,341
外部顧客への 売上高	888,879	589,360	40,219	96,499	106,339	11,209	1,732,508

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
1株当たり四半期純損失	4円10銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△31,739
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△31,739
普通株式の期中平均株式数(株)	7,740,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2021年6月15日開催の取締役会において、2021年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 84,443千円 |
| ② 1株当たりの金額 | 1,091円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2021年6月28日 |

(注) 2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年3月1日

株式会社サンウェルズ

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

由水 雅人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大枝 和之

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンウェルズの2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンウェルズの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上